

○財務省告示第百八十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年五月十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年六月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三十三回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に関する  
法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募









十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還期限

十七 償還金額

十八 元利支

十九 払場所

二十 参加

二十 払込期日

平成二十六年九月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う（以

下、次号及び第十六号において

規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日

を支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成三十六年三月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年五月十二日